

## 主 文

本件抗告を棄却する。

## 理 由

本件抗告は、刑事補償請求を棄却した地方裁判所の決定に対し、直接当裁判所に申し立てられたものであるから、刑事補償法一九条二項の要件を備えない不適法なものである。

よつて、同法二三条、刑訴法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和六三年一一月一四日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	藤	島	昭
裁判官	牧	圭	次
裁判官	島	谷	六郎
裁判官	香	川	保一
裁判官	奥	野	久之